

現存植生図 2024 凡例に対する植生自然度の付与について

環境省自然環境局
生物多様性センター

1. 植生自然度とは

植生自然度とは、植生に対する人為的影響の度合いをわかりやすく表示することを目的として、日本の植生を10の類型（表-1）に区分したものである。

2. 履歴

植生自然度は、第1回自然環境保全基礎調査（1973）植生自然度調査（1/20万現存植生図）において考案され、第2回-第5回自然環境保全基礎調査（1979-1998）植生調査において1/5万現存植生図に対応する植生自然度が付与された。第6回自然環境保全基礎調査（1999-）以降は1/2.5万現存植生図の整備を進め、完了した地域から順次公開するとともに、2016年3月時点の凡例に対する植生自然度を整理し、「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（平成28年3月31日）を公表した。

今般、2023年度に全国整備が終了し、2024年度に全国データの公開が完了したことに伴い、1/2.5万現存植生図（「現存植生図2024」を正式名称とする）の計876凡例に対して、植生自然度を付与した。

3. 植生自然度一覧表

現存植生図2024凡例に対する植生自然度付与結果として、次の2点を公表する（リンク先参照）。

- (1) 植生自然度 2024 データ (csv) : <http://gis.biodic.go.jp/webgis/files/vg2024list01.csv>
- (2) 植生自然度対比表 (pdf) : <http://gis.biodic.go.jp/webgis/files/vg2024list02.pdf>

4. 植生自然度を利用する際の注意事項

- (1) 植生自然度は、植生に対する人為的影響の度合いを表した類型区分であり、値が高いほど良いといった価値評価ではない。植生の重要度を示すものではないことに注意されたい。
- (2) 植生自然度の値は順序尺度であり、間隔尺度や比例尺度ではないことに注意されたい。
- (3) 現存植生図 2024 を参照し、より詳細な解像度の現存植生図を作成する場合は、現地の実態把握を踏まえた凡例と、その凡例に対応した植生自然度を調査者が付与する必要がある。
- (4) 植生自然度は、場所ではなく、凡例に対して付与した尺度であるため、ある立地に成立していた植生が遷移等により変化すれば、植生自然度も変化することに注意されたい。

表-1 植生自然度 区分基準

植生自然度	区分	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種が多い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	外来種植林 農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種草原 農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

以上